

# 確認申請書（建築物）

手数料欄	
一括請求払い	現金払い
請求先：	

（第一面）

建築基準法第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実  
に相違ありません。また、申請にあたって、一般財団法人神奈川県建築安全協会確認検査業務約款を遵守するこ  
とを誓約します。

一般財団法人 神奈川県建築安全協会 様

令和 6 年 4 月 2 日

申請者氏名 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之

代表となる設計者氏名 リストホームズ株式会社 一級建築士事務所 荒田 康泰

※以下は記入しないでください。

受付年月日	令和 年 月 日	係員氏名	
受付番号			
消防関係同意欄 <input type="checkbox"/> 同意 <input type="checkbox"/> 通知	消防受付欄	消防決裁欄	建築確認決裁欄
確認済証交付年月日	令和 年 月 日	係員氏名	
確認済証番号			
区分 第6条第1項( <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第4号)	瑕疵保険 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 未定		
		処理期限 月 日	

## 建築主等の概要

## 【1.建築主】

【イ.氏名のフリガナ】 リストホームズカブシキガイシャ ダイョウトリシマヤク キタミ ヒサン  
 【ロ.氏名】 リストホームズ株式会社 代表取締役 北見 尚之  
 【ハ.郵便番号】 231-0015  
 【ニ.住所】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地  
 【ホ.電話番号】 045-671-9966

## 【2.代理者】

【イ.資格】 (一級)建築士 (大臣)登録第 297069 号  
 【ロ.氏名】 加藤 昇  
 【ハ.建築士事務所名】 (一級)建築士事務所 (東京都)知事登録第 18260 号  
 株式会社エルグ設計事務所 一級建築士事務所  
 【ニ.郵便番号】 170-0013  
 【ホ.所在地】 東京都豊島区東池袋2-1-3 MKビル  
 【ヘ.電話番号】 03-3984-4058

## 【3.設計者】

(代表となる設計者)

【イ.資格】 (一級)建築士 (大臣)登録第 331087 号  
 【ロ.氏名】 荒田 康泰  
 【ハ.建築士事務所名】 (一級)建築士事務所 (神奈川県)知事登録第 17455 号  
 リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
 【ニ.郵便番号】 231-0015  
 【ホ.所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地  
 【ヘ.電話番号】 045-671-9966  
 【ト.作成又は確認した設計図書】 設計図書一式

(その他の設計者)

【イ.資格】 ( )建築士 ( )登録第 号  
 【ロ.氏名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 ( )建築士 ( )登録第 号  
 【ロ.氏名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

【イ.資格】 ( )建築士 ( )登録第 号  
 【ロ.氏名】  
 【ハ.建築士事務所名】 ( )建築士事務所 ( )知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

 建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ.氏名】  
 【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

 建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ.氏名】  
 【ロ.資格】 構造設計一級建築士交付 第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ.氏名】			
【ロ.資格】	設備設計一級建築士交付	第	号
【イ.氏名】			
【ロ.資格】	設備設計一級建築士交付	第	号
【イ.氏名】			
【ロ.資格】	設備設計一級建築士交付	第	号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ.氏名】			
【ロ.資格】	設備設計一級建築士交付	第	号
【イ.氏名】			
【ロ.資格】	設備設計一級建築士交付	第	号
【イ.氏名】			
【ロ.資格】	設備設計一級建築士交付	第	号

---

【4.建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

【イ.氏名】  
【ロ.勤務先】  
【ハ.郵便番号】  
【ニ.所在地】  
【ホ.電話番号】  
【ヘ.登録番号】  
【ト.意見を聴いた設計図書】

---

【5.工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ.資格】	( 一級 ) 建築士	( 大臣 ) 登録第	331087	号
【ロ.氏名】	荒田 康泰			
【ハ.建築士事務所名】	( 一級 ) 建築士事務所	( 神奈川県 ) 知事登録第	17455	号
	リストホームズ株式会社 一級建築士事務所			
【ニ.郵便番号】	231-0015			
【ホ.所在地】	神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地			
【ヘ.電話番号】	045-671-9966			
【ト.工事と照合する設計図書】	設計図書一式			

(その他の工事監理者)

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

【イ.資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ.氏名】

【ハ.建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ.郵便番号】

【ホ.所在地】

【ヘ.電話番号】

【ト.工事と照合する設計図書】

---

【6.工事施工者】

【イ.氏名】 代表取締役 北見 尚之

【ロ.営業所名】 建設業の許可( 神奈川県知事 ) 第 特2 87490 号

リストホームズ株式会社

【ハ.郵便番号】 231-0015

【ニ.所在地】 神奈川県横浜市中区尾上町四丁目47番地

【ホ.電話番号】 045-671-9966

---

【7.構造計算適合性判定の申請】

申請済 ( )

未申請 ( )

申請不要

---

【8.建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

提出済 ( )

未提出 ( )

提出不要 ( )

---

【9.備考】

【建築物等の名称又は工事名】

【名称のフリガナ】 ミラゲンハマチョウホリウチ 1コウトウ シンククウジ

【名称】 三浦郡葉山町堀内 1号棟 新築工事

---

## 建築物及びその敷地に関する事項

【1.地名地番】 神奈川県三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷1753番5

【2.住居表示】 神奈川県三浦郡葉山町堀内字牛ヶ谷

## 【3.都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

都市計画区域内 ( 市街化区域 市街化調整区域 区域区分非設定 )  
準都市計画区域内 都市計画区域及び準都市計画区域外

【4.防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

## 【5.その他の区域、地域、地区又は街区】

法第22条区域 最高高さ10m、宅地造成工事規制区域、日影規制区域(2h/3h1.5m)、風致地区(第4種)、下水道処理区域内

## 【6.道路】

【イ.幅員】 4.030m  
 【ロ.敷地と接している部分の長さ】 8.660m

## 【7.敷地面積】

【イ.敷地面積】 (1) ( 157.75 ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 (2) ( ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>  
 【ロ.用途地域等】 ( 第一種低層住居 ) ( ) ( ) ( )  
 専用地域  
 【ハ.建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】  
 ( 100.00 ) ( ) ( ) ( ) %  
 【ニ.建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】  
 ( 50.00 ) ( ) ( ) ( ) %  
 【ホ.敷地面積の合計】 (1) 157.75 m<sup>2</sup>  
 (2) m<sup>2</sup>  
 【ヘ.敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 100.00 %  
 【ト.敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 40.00 %  
 【チ.備考】 風致地区

【8.主要用途】 (区分 08010 ) 一戸建ての住宅

## 【9.工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【10.建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 )  
 【イ.建築物全体】 ( 62.72 ) ( ) ( 62.72 ) m<sup>2</sup>  
 【ロ.建蔽率の算定の基礎となる建築面積】  
 ( 62.72 ) ( ) ( 62.72 ) m<sup>2</sup>  
 【ハ.建蔽率】 39.76 %

【11.延べ面積】	( 申請部分 )	( 申請以外の部分 )	( 合計 )
【イ.建築物全体】	( 104.33 )	( )	( 104.33 ) m <sup>2</sup>
【ロ.地階の住宅又は老人ホーム等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ.エレベーターの昇降路の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ニ.共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ホ.認定機械室等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヘ.自動車車庫等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ト.備蓄倉庫の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【チ.蓄電池の設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【リ.自家発電設備の設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヌ.貯水槽の設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ル.宅配ボックスの設置部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヲ.その他の不算入部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ワ.住宅の部分】	( 104.33 )	( )	( 104.33 ) m <sup>2</sup>
【カ.老人ホーム等の部分】	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ヨ.延べ面積】	104.33	m <sup>2</sup>	
【タ.容積率】	66.14	%	

【12.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】 1  
【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】 0

【13.建築物の高さ等】

( 申請に係る建築物 ) ( 他の建築物 )  
【イ.最高の高さ】 ( 8.071 ) ( ) m  
【ロ.階 数】 地上 ( 2 ) ( )  
地下 ( 0 ) ( )  
【ハ.構 造】 木造(軸組工法)  
【ニ.建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無  
【ホ.適用があるときは、特例の区分】  
道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

【14.許可・認定等】

風致地区許可

【15.工事着手予定年月日】 令和6年4月22日

【16.工事完了予定年月日】 令和6年7月22日

【17.特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 回) 令和 年 月 日 ( )  
(第 回) 令和 年 月 日 ( )  
(第 回) 令和 年 月 日 ( )

【18.その他必要な事項】

住宅用火災警報器設置

【19.備考】

## 建築物別概要

【1.番号】 1

【2.用途】 (区分 08010 ) 一戸建ての住宅

## 【3.工事種別】

新築
 増築
 改築
 移転
 用途変更
 大規模の修繕
 大規模の模様替

【4.構造】 木造(軸組工法)

## 【5.主要構造部】

- 
- 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有しない場合)
- 
- 
- 耐火構造(防火上及び避難上支障がない主要構造部を有する場合)
- 
- 
- 建築基準法施行令第108条の4第1項第1号イ及びロに掲げる基準に適合する構造
- 
- 
- 準耐火構造
- 
- 
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー1)
- 
- 
- 準耐火構造と同等の準耐火性能を有する構造(ロー2)
- 
- 
- その他

## 【6.建築基準法第21条及び第27条の規定の適用】

- 
- 建築基準法施行令第109条の5第1号に掲げる基準に適合する構造
- 
- 
- 建築基準法第21条第1項ただし書に該当する建築物
- 
- 
- 建築基準法施行令第109条の7第1項第1号に掲げる基準に適合する構造
- 
- 
- 建築基準法施行令第110条第1号に掲げる基準に適合する構造
- 
- 
- その他
- 
- 
- 建築基準法第21条又は第27条の規定の適用を受けない

## 【7.建築基準法第61条の規定の適用】

- 
- 耐火建築物
- 
- 
- 延焼防止建築物
- 
- 
- 準耐火建築物
- 
- 
- 準延焼防止建築物
- 
- 
- その他
- 
- 
- 建築基準法第61条の規定の適用を受けない

## 【8.階数】

- 【イ.地階を除く階数】 2
- 【ロ.地階の階数】
- 【ハ.昇降機塔等の階の数】
- 【ニ.地階の倉庫等の階の数】

## 【9.高さ】

- 【イ.最高の高さ】 8.071 m
- 【ロ.最高の軒の高さ】 6.821 m

【10.建築設備の種類】 電気、ガス、給排水、換気、公共下水

## 【11.確認の特例】

- 【イ.建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の適用の有無】 有 無
- 【ロ.建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 有 無
- 【ハ.建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】  
第3号
- 【ニ.認定型式の認定番号】
- 【ホ.適合する一連の規定の区分】  
建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ  
建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ
- 【ヘ.認証型式部材等の認証番号】

---

【12.床面積】		( 申請部分 )	( 申請以外の部分 )	( 合計 )
【イ.階別】	( P1 階)	( 4.14 )	( )	( 4.14 ) m <sup>2</sup>
	( F2 階)	( 52.17 )	( )	( 52.17 ) m <sup>2</sup>
	( F1 階)	( 48.02 )	( )	( 48.02 ) m <sup>2</sup>
【ロ.合計】		( 104.33 )	( )	( 104.33 ) m <sup>2</sup>

---

【13.屋根】 平型彩色スレート(NM-2093)

---

【14.外壁】 窯業系サイディング(ア)15(PC030BE-9201) 屋内側:石膏ボード(ア)12.5(NM-8619 小屋裏を含む)

---

【15.軒裏】 ハルフ繊維混入セメント板(ア)12(QF030RS-0157)

---

【16.居室の床の高さ】 565 mm

---

【17.便所の種類】 水洗、公共下水

---

【18.その他必要な事項】  
住宅用火災警報器設置

---

【19.備考】

---



## 建築物の階別概要

【1.番号】	1			
【2.階】	P1			
【3.柱の小径】				
【4.横架材間の垂直距離】		mm		
【5.階の高さ】		mm		
【6.天井】				
【イ.居室の天井の高さ】		mm		
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7.用途別床面積】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	( )
【イ.】	( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 4.14 )	m <sup>2</sup>
【ロ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【8.その他必要な事項】				
【9.備考】				

## 建築物の階別概要

【1.番号】	1			
【2.階】	F2			
【3.柱の小径】	105			
【4.横架材間の垂直距離】		3,030 mm		
【5.階の高さ】		3,099 mm		
【6.天井】				
【イ.居室の天井の高さ】		2,800 mm		
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7.用途別床面積】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	( )
【イ.】	( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 52.17 )	m <sup>2</sup>
【ロ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【8.その他必要な事項】				
【9.備考】				

建築物の階別概要

【1.番号】	1			
【2.階】	F1			
【3.柱の小径】	105			
【4.横架材間の垂直距離】	2,610	mm		
【5.階の高さ】	2,711	mm		
【6.天井】				
【イ.居室の天井の高さ】	2,400	mm		
【ロ.建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】			<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
【7.用途別床面積】				
	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	( )
【イ.】	(08010)	(一戸建ての住宅)	( )	48.02 ) m <sup>2</sup>
【ロ.】	( )	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ.】	( )	( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【8.その他必要な事項】				
【9.備考】				

建築物独立部分別概要

---

【1.番号】 1-1

---

【2.延べ面積】 104.33 m<sup>2</sup>

---

【3.建築物の高さ等】

【イ.最高の高さ】 8.125 m

【ロ.最高の軒の高さ】 6.875 m

【ハ.階数】 地上( 2 ) 地下( 0 )

【ニ.構造】 木造(軸組工法)

---

【4.特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5.構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6.構造計算に用いたプログラム】

【イ.名称】

【ロ.区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7.建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8.備考】

---

建築物独立部分別概要

---

【1.番号】 1-2

---

【2.延べ面積】 0.00 m<sup>2</sup>

---

【3.建築物の高さ等】

【イ.最高の高さ】 6.706 m

【ロ.最高の軒の高さ】 5.506 m

【ハ.階数】 地上( 1 ) 地下( )

【ニ.構造】 鉄骨造

---

【4.特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5.構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6.構造計算に用いたプログラム】

【イ.名称】

【ロ.区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

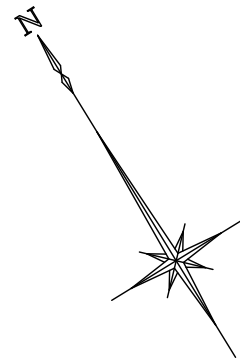
【7.建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8.備考】

---



※ 条例5条の流下浸透防止措置をする  
(崖下には流下させないこと)  
崖上に雨水樹を設置し雨水を集水する

平均G L算定式

$$\frac{0.91 \times 0.5 \times 1/2 + (0.5 + 0.45) \times 1.5925 \times 1/2 + (0.45 + 2.33) \times 2.73 \times 1/2 + (2.33 + 1.85) \times 3.8675 \times 1/2 + 1.85 \times 3.64 \times 1/2}{(11.830 + 6.370) \times 2} = 0.44584375 \dots 0.446 = 446$$

太陽観測による方位

○北側斜線 チェック①  
許容高 5,000+1,520×12.5/10=6,900  
樋先高 5,840+100-(250+100)×2.5/10+446=6,298.5  
余裕 601.5

○北側斜線 チェック②  
許容高 5,000+5,490×12.5/10=11,862.5  
仕上高 6,375+1,250+446=8,071  
余裕 3,791.5

○北側斜線 チェック③  
許容高 5,000+10,210×12.5/10=17,762.5  
仕上高 6,375+2,450+105+100-(250+100)×2.5/10+446=9,388.5  
余裕 8,374

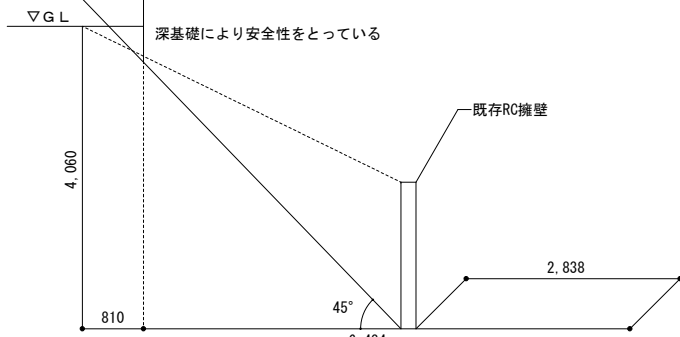
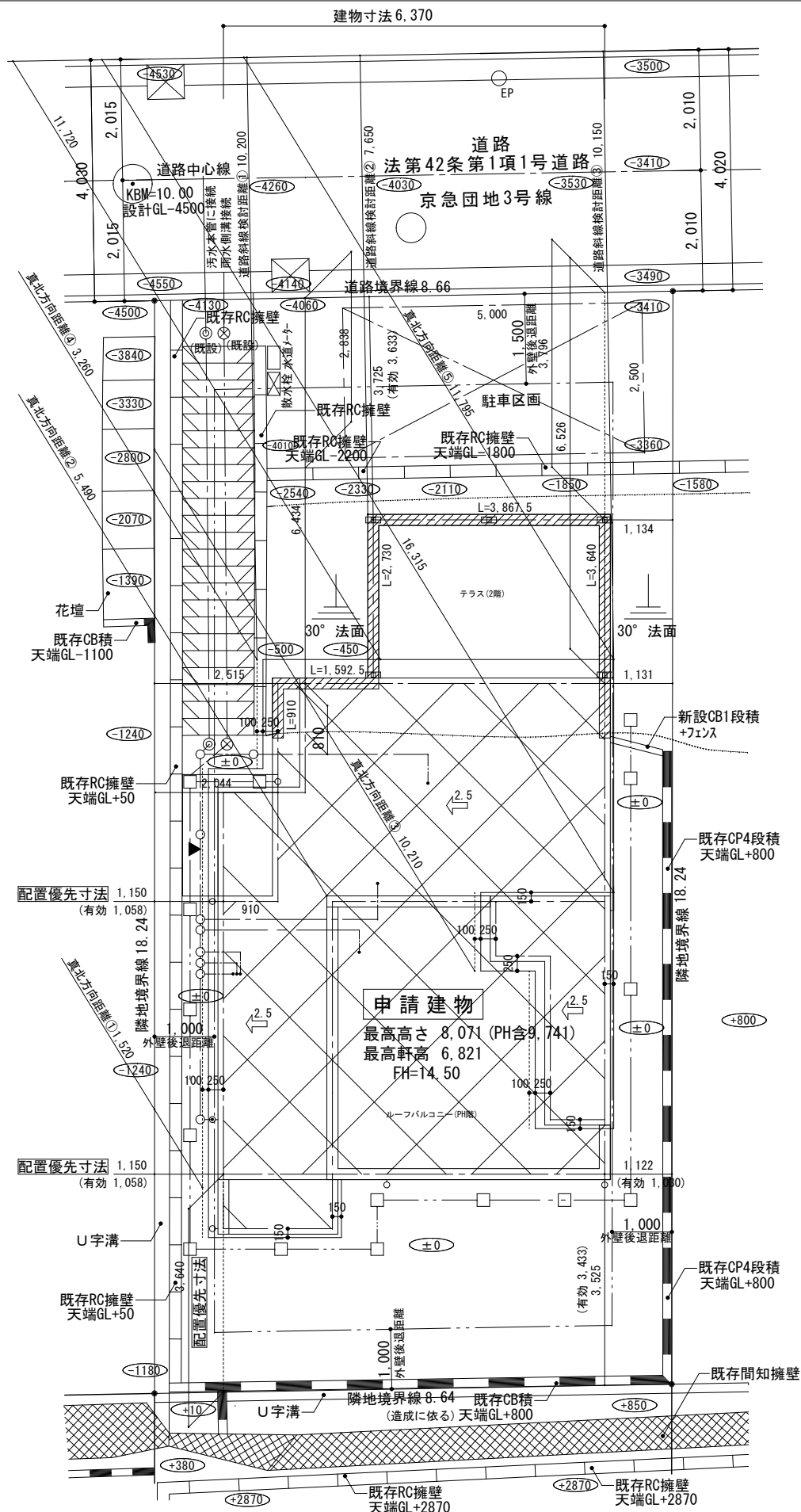
○北側斜線 チェック④  
許容高 5,000+3,260×12.5/10=9,075  
樋先高 5,840+100+(910-250-100)×2.5/10+446=6,526  
余裕 2,549

○北側斜線 チェック⑤  
許容高 5,000+11,795×12.5/10=19,743.75  
樋先高 5,840+100+(6,370+150)×2.5/10+446=8,016  
余裕 11,727.75

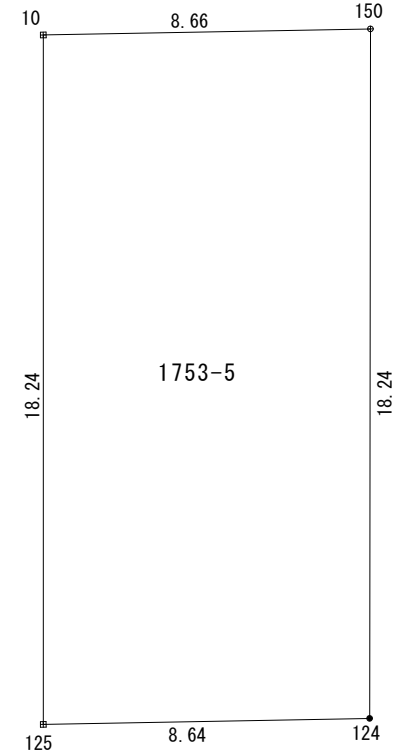
○道路斜線 チェック①  
許容高 10,200×12.5/10=12,750  
仕上高 5,840+100+(910-250-100)×2.5/10+4,260=10,340  
余裕 2,410

○道路斜線 チェック②  
許容高 7,650×12.5/10=9,562.5  
仕上高 3,276+1,250+4,030=8,556  
余裕 1,006.5

○道路斜線 チェック③  
許容高 10,150×12.5/10=12,687.5  
仕上高 5,840+100+(6,370+150)×2.5/10+3,530=11,100  
余裕 1,587.5

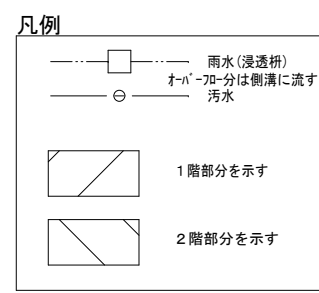


安息角検討  
(土質：関東ロームその他これに類するもの)



地番	1753-5			
点名	X	Y	X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub>	Y <sub>n</sub> (X <sub>n+1</sub> - X <sub>n-1</sub> )
10	506.486	484.136	17.698	8963.789228
150	501.612	491.294	-3.400	-1705.480800
124	486.735	480.736	-17.698	-8614.236030
125	491.600	473.598	8.400	1671.440000
			倍面積	315.512398 m <sup>2</sup>
			面積	157.7561990 m <sup>2</sup>
			地積	157.75 m <sup>2</sup>

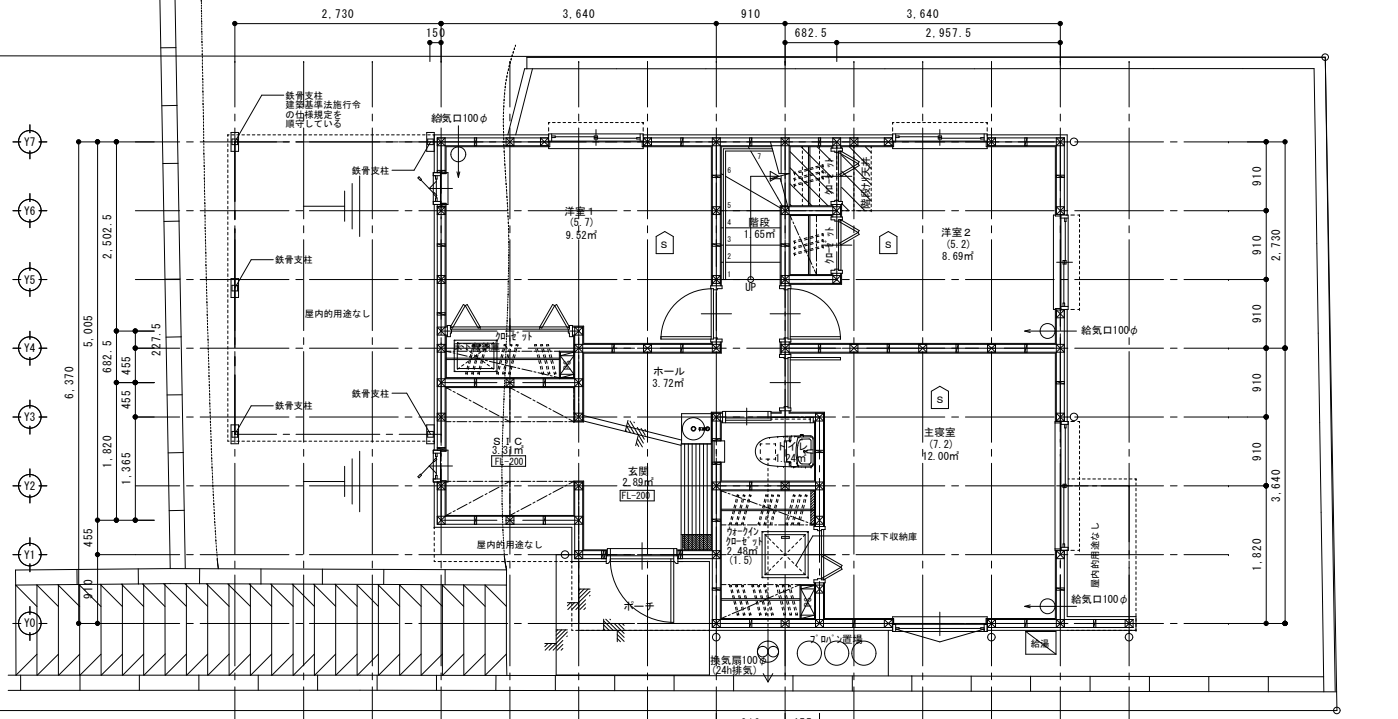
- ※境界杭 (コンクリート杭)
- ▲: 主要な出入口
- ※ 宅地造成に関わる切土・盛土なし
- ※ 主要な出入口から道路まで敷地内通路 有効900以上確保
- ※ 平均G L算定: 有り
- ※ 水道法16条に適合とする
- ※ 下水道法10条1項に適合とする
- ※ ガス事業法162条に適合とする
- ※ 既存擁壁は宅地造成時施工, 又は, 計画時施工済。安全性を確認, 支障ないものとする。
- ※ 土留は, 2段以下はCB, 3段以上は全て型枠CPとする
- ※ 北側斜線 : 支障なし
- ※ 道路斜線 : 支障なし
- ※ 敷地周長のみメートル(m)表記とする



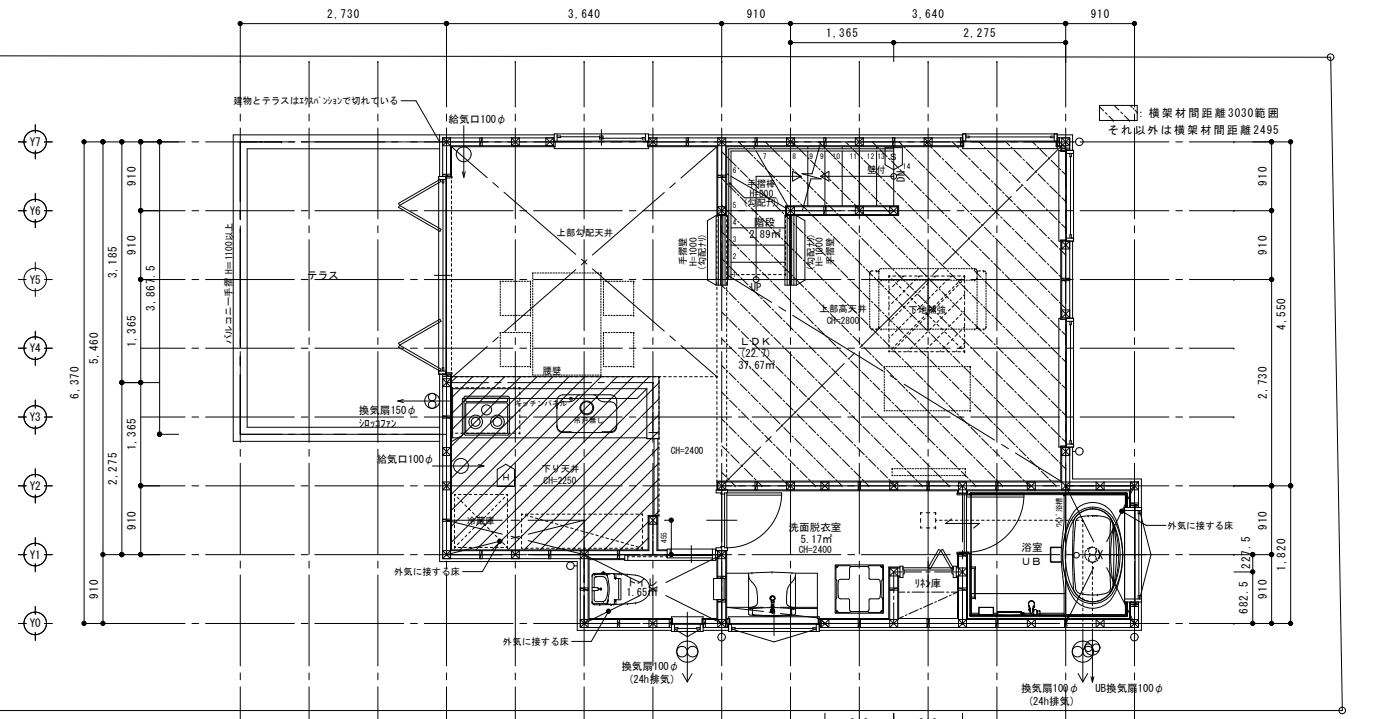
設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			1/100 1/200	三浦郡葉山町堀内 1号棟 新築工事	意-1
			作図日	図面名	
			2024/02/08	配置図	



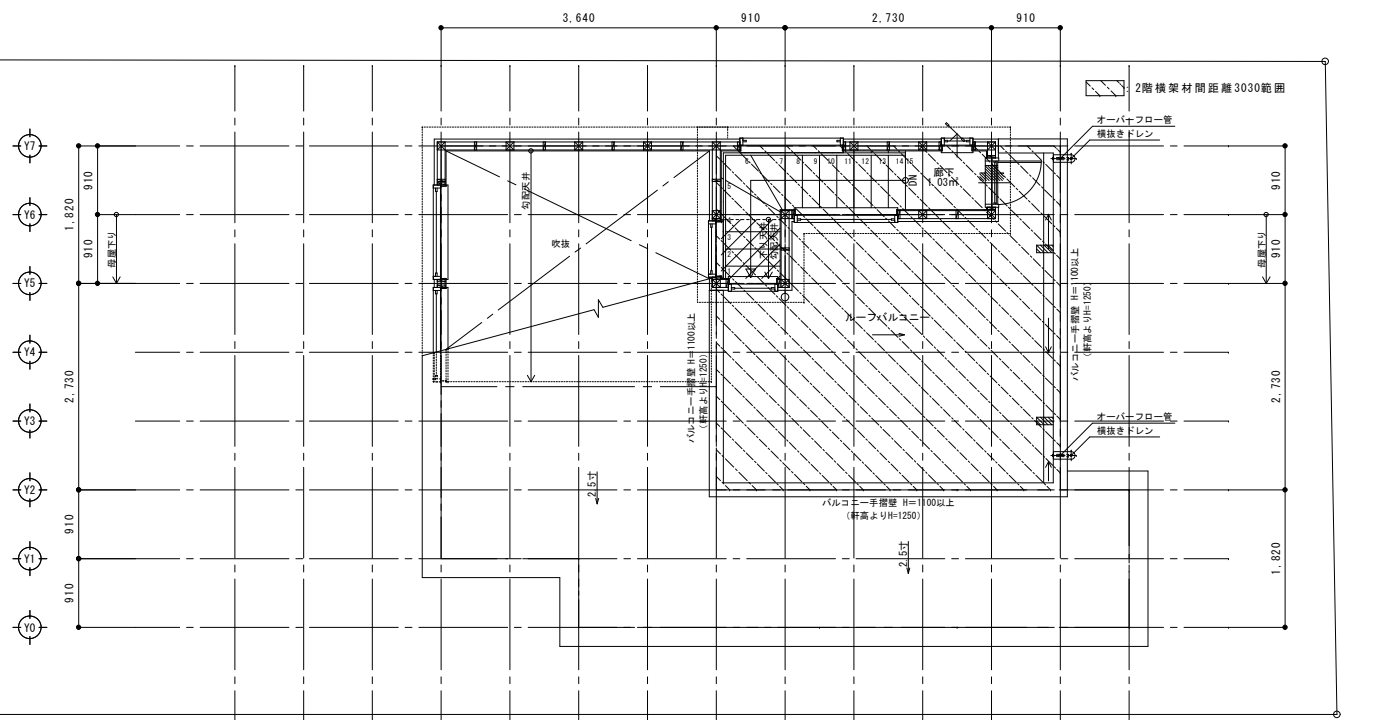
リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
1級建築士登録 第331087号  
荒田 康泰



1階平面図 1/100



2階平面図 1/100



PH階平面図 1/100

特記

※火気使用室(LDK、階段室、バルコニー)の仕上げは準不燃材料とする(天井・壁)  
厚9.5mm石膏ボード2重張り下地+石膏貼(認定品)  
※コンクリートは消防長の指定する有効な不燃材とする  
※フローの材質は鋼製、ガラスの材質は鋼製(不燃材)スリット外とし  
ロック50mm巻きとする。

※法28条第3項による検討 (V=30KQ)  
使用コンロ 全点火時: 9.90(kw/h)  
使用フード 50Hz: 540(m3/h)  
30×0.93×9.90=276.21<540 ∴OK

※全ての居室採光1/7、換気1/20検討済

※階段蹴上22cm以下・踏面15cm以上・有効幅75cm以上  
※階段には手摺設置(出寸法は100mm以下)  
※内部建具(片開き)は全てアングァーカット(1cm)とする  
※バルコニー仕上(認定番号DR-01552)

※各部屋の入口は段差のないものとする  
※床下収納庫は床下点検口を兼ねる  
※小屋裏利用はなしとする

※1階CH=2400、2階CH=2400とする

※小口径配管設備無し  
※潜熱回収型 給湯器使用  
※壁付けファン 比消費電力0.05

※火災警報器  
凡例  
S 煙式センサー  
H 熱式センサー

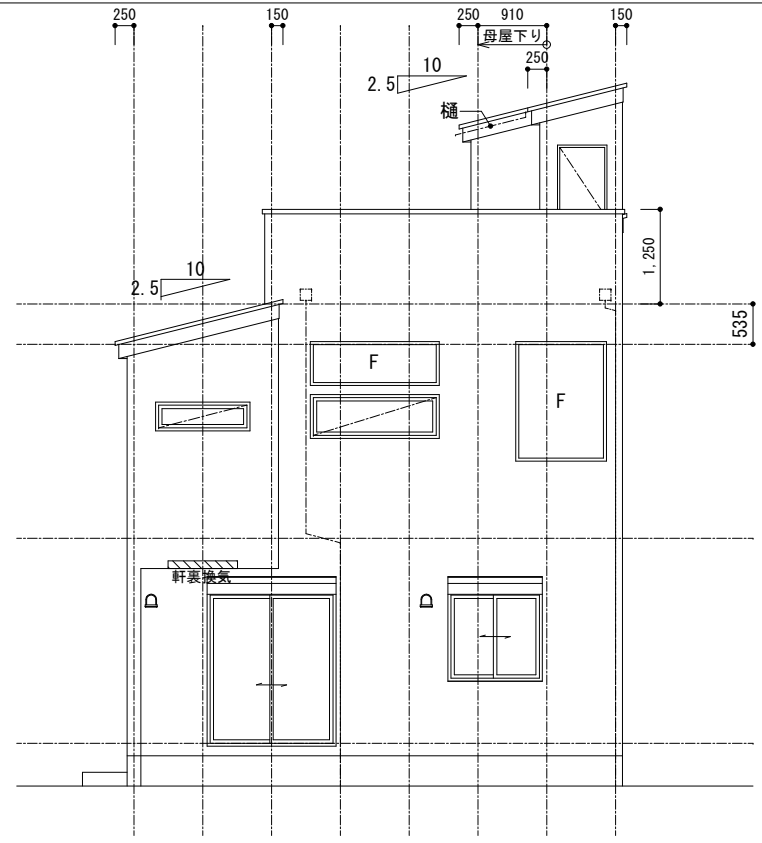


リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
1級建築士登録 第331087号  
荒田 康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			1/100	三浦郡葉山町堀内 1号棟 新築工事	
			作図日	図面名	
			2024/02/08	平面図	

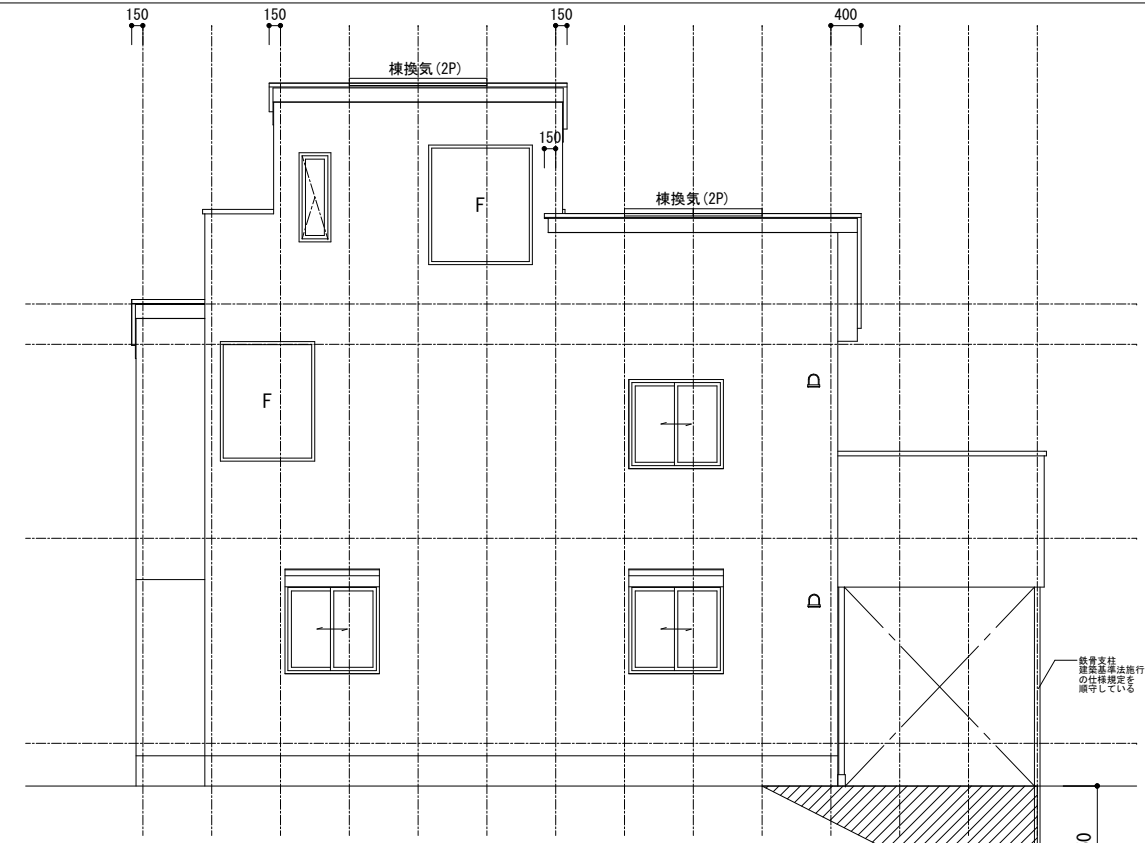
7.625 (8.071)

400	20	2.820	2.711	2.610	105	▽ 軒高
446	565	105	40	36	▽ 2FL	
					△ 胴差	
					▽ 1FL	
					△ 基礎天端	
					△ 平均G L	

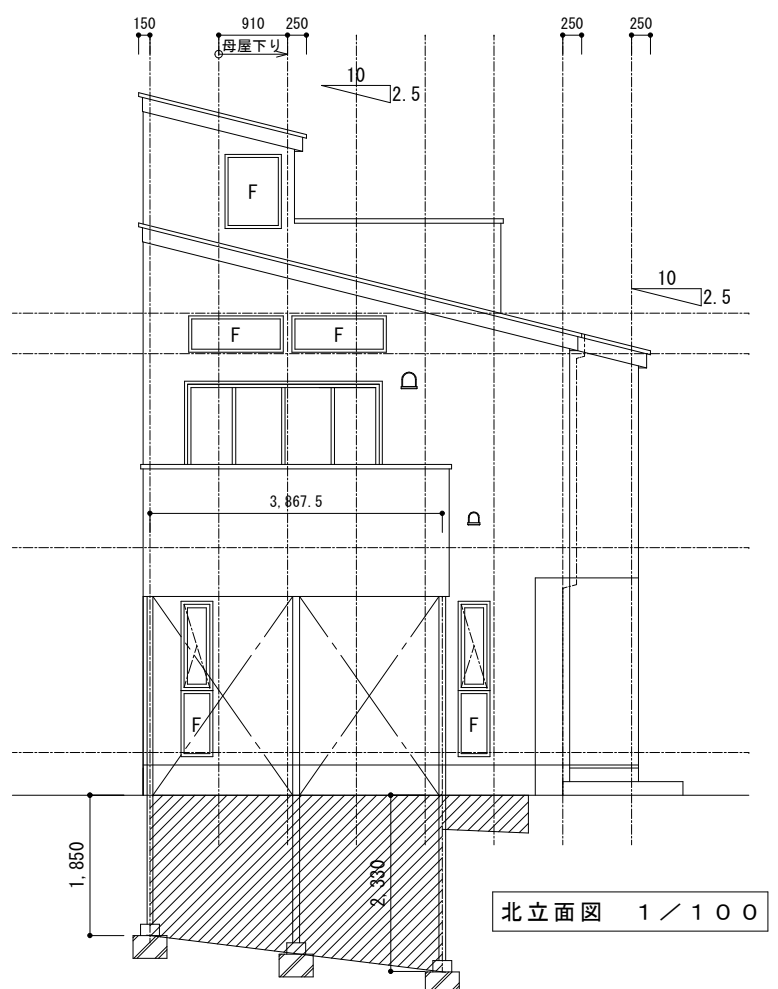


南立面図 1 / 100

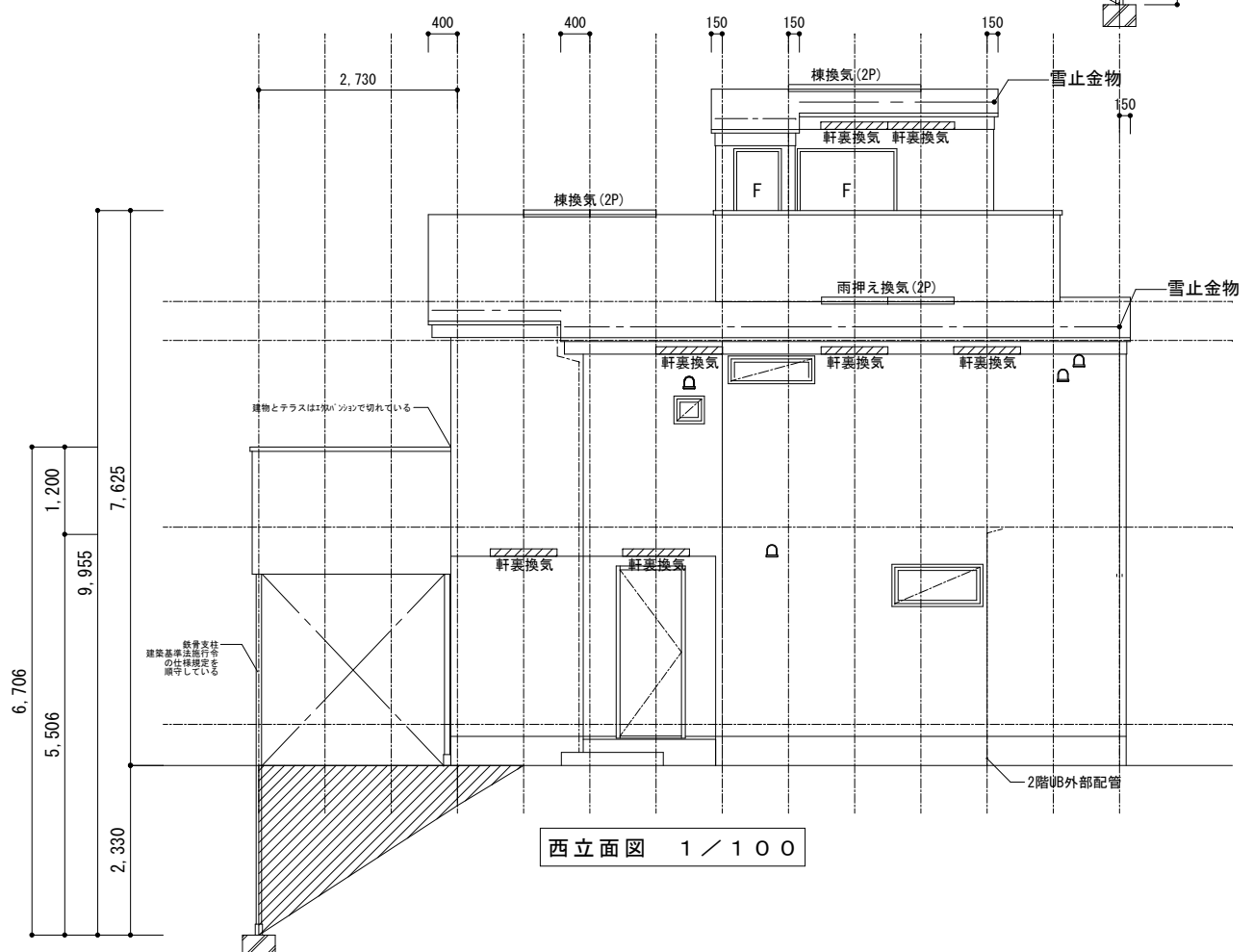
▽ PH最高高さ (PH含9,741)	367			
▽ PH最高軒高	105			
△ 胴差	105			
▽ 最高高さ	2,450			
(横架材間距離)	2,920			
▽ 最高軒高	105			
(横架材間距離)	3,030			
▽ 2FL	36			
△ 胴差	105			
(横架材間距離)	3,099			
▽ 1FL	40			
△ 基礎天端	2,820			
446	565	105	20	▽ G L
400				△ 平均G L



東立面図 1 / 100



北立面図 1 / 100

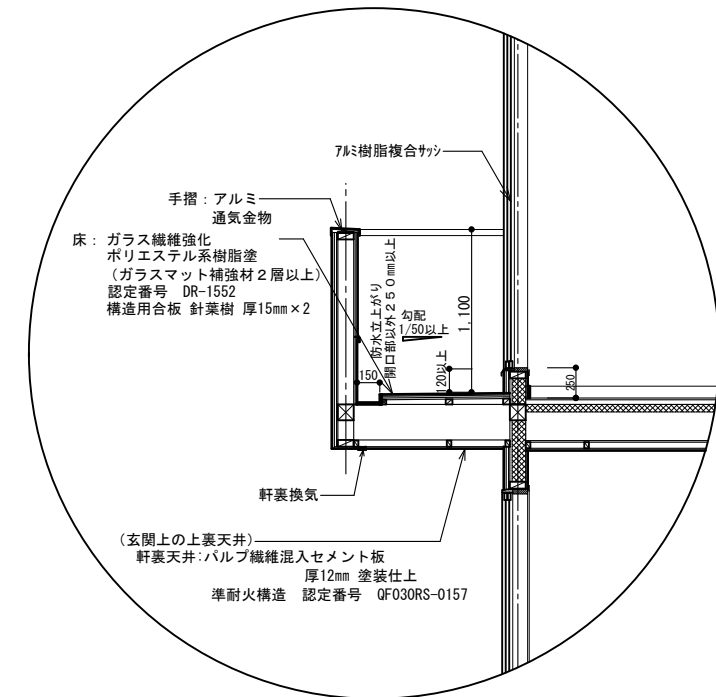
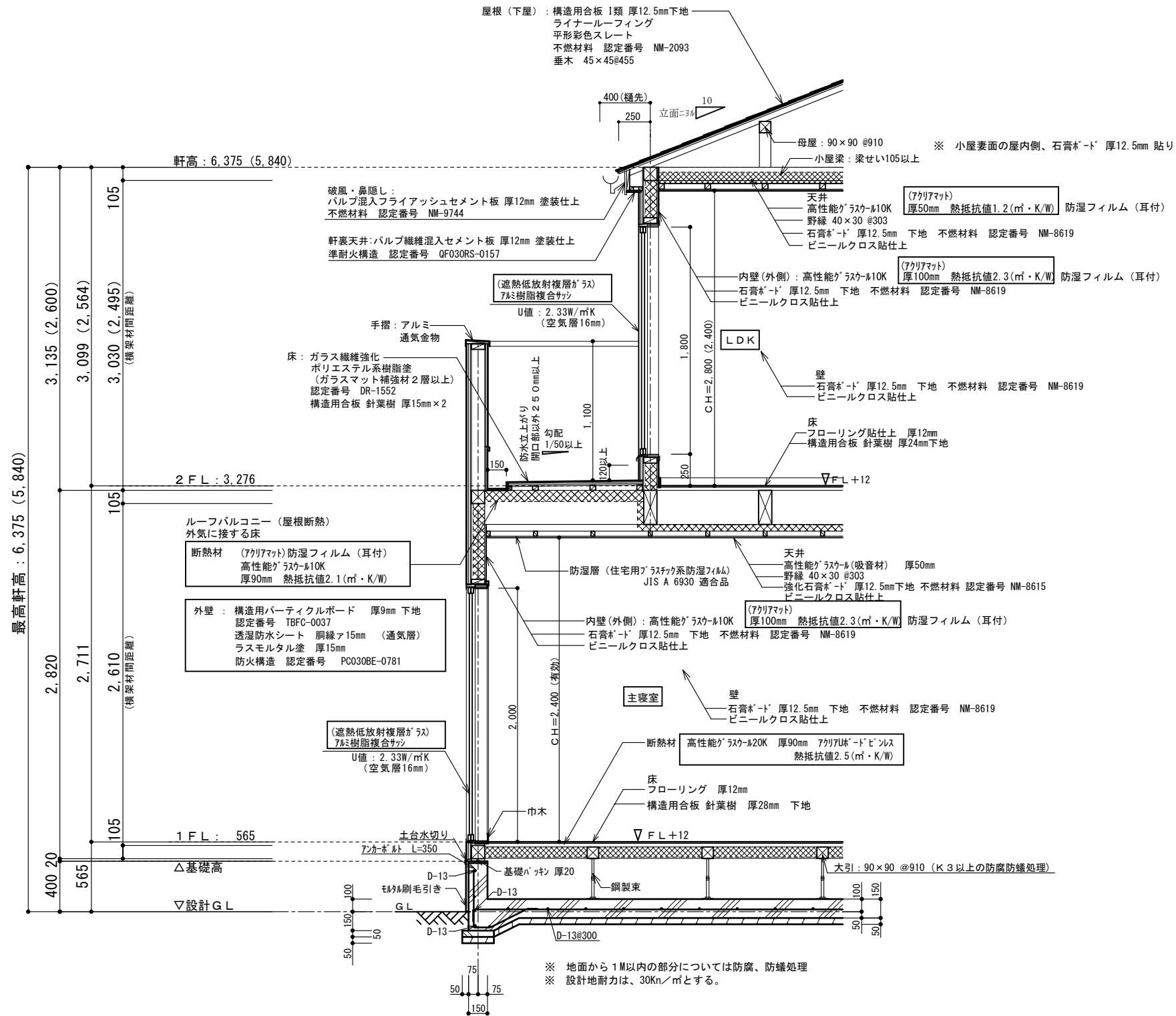


西立面図 1 / 100

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			1/100	三浦郡葉山町堀内 1号棟 新築工事	意-4
			作図日	図面名	
			2024/02/08	立面図	



リストホームズ株式会社一級建築士事務所  
 1級建築士登録 第331087号  
 荒田 康泰



根太レス  
 針葉樹 28mm (1階床)  
 針葉樹 24mm (2階床)  
 910ピッチ 鋼製束

※ 1階UB設置の場合の床下基礎立上り内側は(外周部含む)A種押出法ホリスチレンフォーム保温板3種 ア50mm  
 人通口部分はア15mm以上、基礎パッキンは、気密タイプにするか塞ぐ  
 ※ 玄関ドアU値: 4.07W/m<sup>2</sup>K以下(複層ガラス/空気層6mm) K4仕様  
 ※ 勾配天井、母屋下がり: 高性能グラスウール10K アクリアマット厚90mm 熱抵抗値2.1(m<sup>2</sup>・K/W)  
 断熱材外側に通気層を設ける

※ 地面から1M以内の部分については防蟻、防蟻処理  
 ※ 設計地耐力は、30Kn/m<sup>2</sup>とする。



リストホームズ株式会社 一級建築士事務所  
 1級建築士登録 第331087号  
 荒田 康泰

設計承認	施工承認	図面変更履歴	縮尺	工事名	図面No
			1/40	三浦郡葉山町堀内 1号棟 新築工事	意-5
			作図日	図面名	
			2024.04.02	矩計図	